

# 山 口 県 報

令和7年  
12月12日  
(金曜日)

## 山口県告示第三百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

山口県知事 村岡嗣政

地名及び番地	(幅員)	地名及び番地	(幅員)
下松市潮音町六丁目二六八の四及び二六八の七	四・五	下松市瑞穂町四丁目六八九の六	四・五
一〇六・五	三七・一	一〇七・一五	三四・九

地名及び番地	(幅員)	地名及び番地	(幅員)
下松市大字西豊井字能行二六六の五、二六六の二四及び二六八の一	四・〇	一〇六・五	一〇七・一五
一一、一二	一一、一二	一一、一二	一一、一二

## 山口県告示第三百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

山口県知事 村岡嗣政



山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和七年十二月十二日

山口県公安委員会

地名及び番地	(幅員)
熊毛郡田布施町大字下田布施字道吉七五二の四	五・〇六・〇
（メートル員）	（メートル員）
四六・一八	一〇七・二八

## 山口県公安委員会規則第九号

山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年山口県公安委員会規則第九号）の全部を改正する。

## (趣旨)

第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の規定に基づき、電子情報處理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公安委員会等に係る申請、届出その他の手続等をすることについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公安委員会等 公安委員会、警察本部長及び警察署長をいう。

二 法令 法律、法律に基づく命令、条例、公安委員会規則及び公安委員会が定める規程をいう。

三 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号及び情報通信技術利用条例第二条第五号に規定する申請等をいう。

四 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術利用条例第二条第六号に規定する処分通知等をいう。

五 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

六 電子証明書 申請等をする者又は公安委員会等が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するためには作成される電磁的記録をいう。

## (対象手続の公表)

第三条 公安委員会は、この規則の規定により公安委員会等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等について、インターネットの利用その他の方法により当該申請等及び当該処分通知等の根拠となる法令の条項その他公安委員会が必要と認める事項を公表するものとする。

- (電子情報処理組織による申請等)
- 第四条 情報通信技術活用法第六条第一項及び情報通信技術利用条例第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等をする者（以下「電子申請をする者」という。）は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、電子申請をする者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行わなければならない。
- 2 電子申請をする者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、電子申請をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
- 3 電子申請をする者は、前項の規定により入力した情報に電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書で次の各号のいずれかに該当するものを添付して公安委員会等の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長が指定する申請等については、電子署名を行ふことを要しない。
- 一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき登記官が作成した電子証明書
- 二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書
- 三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
- 4 公安委員会等は、第二項の規定により電子申請をする者が、同項に規定する事項を入力する場合において、当該電子申請をする者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。
- 5 電子申請をする者は、法令の規定により同一の内容の書面等が数通必要である申請等をする場合において、当該書面等のうち一通に記載されている事項又は記載すべき事項を第二項の規定により入力したときは、その余の書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を重ねて入力することを要しない。
- (申請等に係る署名等に代わる措置)

第五条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前条第三項（ただし書を除く。）の規定により電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定めるものとする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合）

第六条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

二 当該申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

三 当該申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第二項の規定による入力が困難である場合

四 前三号に掲げるもののほか、当該申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は当該申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において当該申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して当該申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。

3 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により行う申請等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合（第一項各号に掲げる場合に限る。）には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、第四条の規定を適用する。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信技術利用条例

第四条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合に

は、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号（電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、電子情報処理組織を使用する者（以下「利用者」という。）を他の利用者と区別して識別するために付されるもの）を用いること（以下同じ。）及び暗証符号（電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、識別符号が利用者の入力に係るものであることを確認するために付され、かつ、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものをいう。）の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところによる届出

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第九条 情報通信技術活用法第七条第四項及び情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定めるものとする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合）

第十条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

二 当該処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合

2 情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により行う処分通知等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合（前項各号に掲げる場合に限る。）には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、第七条の規定を適用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として公安委員会等（公安委員会、警察本部長及び警察署長をいう。）が行う处分通知等（同法第七条第一項及び同条例第四条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行う处分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

山口県公安委員会

## 山口県公安委員会規則第十号

## 山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のよう  
に改正する。第七条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前項の駐車許可  
証」を「第四項の駐車許可証（前項の場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の  
映像面、書面その他のものに表示したもの）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第  
四項の次に次の二項を加える。5 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用  
して行われた場合は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のため  
に当該駐車許可証の複製を作成するときであつて、当該複製が当該駐車許可証の交付  
を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁  
的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識す  
ることのできない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供  
されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録され  
るときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならな  
い。第七条に次の二項を加える。  
9 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やか  
に、当該駐車許可証（第三号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した駐車許  
可証）を廃棄（第五項の場合にあつては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた  
者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒  
体から消去）しなければならない。

一 駐車許可の期間が満了したとき。

二 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。

三 駐車許可証の再交付を受けた後、失つた駐車許可証を発見し、又は回復したと  
き。

四 駐車許可を取り消されたとき。

第二十三条第五号中「別記第十六号様式」を「別記第十六号様式の五」に改める。  
別記第九号様式及び別記第九号様式の二を次のように改める。

第9号様式（第14条関係）

(表)

※整理番号

## 安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

安全運転管理者を選任  
 安全運転管理者を解任  
 届出記載事項（□ア □ウ □オ □ケ）を変更した  
 のでお届けします。

ア 届出者の氏名又は法人の  
 名称及び代表者の氏名  
 郵便番号  
 住 所  
 (電話)

イ 選任年月日	年 月 日			ケ 使 用 の 本 拠	(ふりがな)													
ウ 安全運転管理者 氏名	(ふりがな)																	
エ 資 格 要 件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)			業種別	/ 官公署 4 林業 7 建設業 9 卸・小売業 // 金融保険業 /3 電気ガス業 /5 サービス業	2 公社公団等 5 漁業 8 製造業 10 不動産業 12 運輸業 14 通信業	3 農業 6 鉱業 7 製造業 10 不動産業 12 運輸業 14 通信業 16 その他 ( )										
	運転の管理経験 / 2年以上	2 公安委員会 の教習修了者 で/年以上	3 公安委員会 の認定															
オ 職務上の地位	/ 使用者 4 主任	2 課長以上 5 その他 ( )	3 係長	使用の本拠 における自動車台数	コ 自 動 車 台 数	乗 用	貨 物	大型 特 殊			小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通	計				
カ 安全運転管理者 が運転免許を持 つている場合	免許の種類					大 型 型	中 型 型	準 通	普 通	輕 型	大 型 型	中 型 型	準 通	普 通	大 特 殊	大 自 二 輪	普 通	小 計
キ 安全運転管理者 の勤務の態様	免許年月日	..	..	..	サ 運 転 者 数	免 許 種 別	大 型 種 種	中 型 種 種	準 中 型 型	普 通 種 種	大 中 型 種 型	特 殊 種 種	大 二 種 種	大 二 種 種	普 自 二 輪	小 自 二 輪	計	
ク 安全運 転管理 者略歴 (運転 管理に 関する 経歴)	勤務期間	勤務所名	職務上の 地位	業務内容	シ 前 安 全 運 転 管 理 者	解 年 月 日	年 月 日											
自至 ..					氏 名													
自至 ..					解 事 由	/ 死亡 4 解任命令 6 その他 ( )	2 退職 5 減車	3 転任										
自至 ..																		
自至 ..																		
備 考																		

(裏)

注 / 該当する□にレ印を記入すること。

2 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名並びに住所は、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入すること。

3 「資格要件」欄、「職務上の地位」欄、「使用の本拠」欄の「業種別」欄及び「前安全運転管理者」欄の「解任事由」欄は、該当するものの番号（「資格要件」欄で該当する項目が2以上あるときは、該当するものの番号のうち前の番号）を○で囲むこと。

4 安全運転管理者の選任の届出にあつては、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 安全運転管理者の住民票の写し、個人番号カードの表面の写し又は運転免許証の写し
- (2) 安全運転管理者の履歴書
- (3) 安全運転管理者の運転記録証明書
- (4) 安全運転管理者の運転管理経歴証明書、安全運転管理者教習修了証の写し及び運転管理経歴証明書又は安全運転管理者資格認定証の写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

第9号様式の2 (第14条関係)

(表)

※整理番号  
(安管- )

## 副 安 全 運 転 管 理 者 に 関 す る 届 出 書

年 月 日

山 口 県 公 安 委 員 会 殿

副安全運転管理者を選任  
副安全運転管理者を解任  
届出記載事項 (ア ウ オ ケ) を変更した  
 のでお届けします。

ア 届出者の氏名又は法人の  
 名称及び代表者の氏名  
 郵便番号  
 住 所  
 (電話 )

イ 選任年月日	年 月 日			ケ 使 用 の 本 拠	(ふりがな)												
ウ 副安全運転管理 者氏名	(ふりがな)																
エ 資 格 要 件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)			安全運転管 理者氏名												
	/ 運転の管理 経験 / 年以 上	2 運転の経験 期間 3 年以 上	3 公 安 委 員 会 の 認 定		/ 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 // 金融保険業 12 運輸業 /3 電気ガス業 14 通信業 /5 サービス業 16 その他 ( )												
オ 職務上の地位	/ 使用者 4 主任	2 課長以上	3 係長 5 その他 ( )	使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数	コ 自 動 車 台 数	乗 用 貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計			
カ 副安全運転管理 者者が運転免許を 持つている場合	免許の種類					大 型 型	中 型 型	準 通 通	普 通 通	大 型 型	中 型 型	準 通 通	普 通 通		大 型 特 殊		
	免許年月日	..	..			..	..	..	..	..	..	..	..		..		
キ 副安全運転管理 者の勤務の態様	免許証等番号					免 許 種 別	大 型 一 種	中 型 二 種	準 通 一 種	普 通 二 種	大 特 二 種	大 自 二 種	普 自 二 特				
ク 副安全 運転管 理者 の 略歴 (運転 管理に 関する 経歴)	勤務期間	勤務所名	職務上の 地位	業務内容	シ 前 副 安 全 運 転 管 理 者	解 年 月 日	年 月 日										
	自至 ..				氏 名												
	自至 ..				解 事 任 由	/ 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ( )											
	自至 ..																
	自至 ..																
	備 考																

(裏)

注 / 該当する□にレ印を記入すること。

2 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名並びに住所は、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入すること。

3 「資格要件」欄、「職務上の地位」欄、「使用の本拠」欄の「業種別」欄及び「前副安全運転管理者」欄の「解任事由」欄は、該当するものの番号（「資格要件」欄で該当する項目が 2 以上あるときは、該当するものの番号のうち前の番号）を○で囲むこと。

4 副安全運転管理者の選任の届出にあつては、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 副安全運転管理者の住民票の写し、個人番号カードの表面の写し又は運転免許証の写し
- (2) 副安全運転管理者の履歴書
- (3) 副安全運転管理者の運転記録証明書
- (4) 副安全運転管理者の運転管理経歴証明書、副安全運転管理者運転経歴証明書又は副安全運転管理者資格認定証の写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

生年月日	性別
年月日	男・女

生年月日
年月日

電話番号
------

(ふりがな)	生年月日
氏名	年月日

変更事項	/ 住所 2 氏名 3 生年月日
------	------------------

電話番号
------

運転経歴証明書の番号
運転経歴記録個人番号カードの運転経歴情報記録番号

電話番号
備考

この部、回送状の丸を回送へし、回送に次のものと記入べし。

2 「変更の内容」欄は、氏名の変更にあつては、ふりがなも記入すること。

生年月日	性別
年月日	男・女

運転経歴証明書の番号
運転経歴記録個人番号カードの運転経歴情報記録番号

注 「運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードのうち現に有するもの」欄及び「運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。」や  
希望するもの」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記録表の回送用紙の回送へし。

生年月日
年月日

回送用紙の回送へし
-----------



電 話 番 号	
希望する講習の区分	/ 四輪 2 二輪 3 原付
仮免許証の有無	有 無
仮免許証を発行している公安委員会名	
仮免許証の番号	
備 考	

注中つゆやへい、この次に次のものへい用へい。

3 「希望する講習の区分」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

別記第十六号様式の四の次に次の「様式を用へい。

に改め、回巻式の

第16号様式の 5 (第23条関係)

指定自動車教習所職員講習申出書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

申出者 氏 名

下記のとおり指定自動車教習所職員に対する講習を受けたいので、山口県道路  
交通規則第23条第5号の規定により申し出ます。

記

受講予定者 I D	年 月 日	年 月 日
氏 名	都道府県	市区町村
生 年 月 日	建物名	
住 所		
備 考		

山口県収入証紙貼付け欄  
(消印しないこと。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

この規則は、令和七年十二月十五日から施行する。

## 附 則

山口県公安委員会告示第五十二号  
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関する実施する。

令和七年十二月十二日

## 一 審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

## 二 審査の期日及び場所

(一) 期日 令和八年一月十三日（火曜日）から同月二十二日（木曜日）までの間に

いて山口県公安委員会が指定する日

## 三 審査申請書の受付期間及び時間

令和七年十二月十五日（月曜日）から同月二十三日（火曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

## 四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

## 五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）  
(二) 次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

1 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）規則第十七条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
2 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のい

ずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千八百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千三百五十円
三 教則の内容となつている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円
備考	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。
(二) 技能検定員審査（普通）	一万九千八百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、それぞれ一万九千八百円から同額を減ずるものとする。）

表の下欄に掲げる額を減じた額)

審査	細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百五十円	
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千二百五十円	
三 教則の内容となつてゐる事項	二千円	
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千円	
五 技能検定の実施に関する知識	一千円	
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	一千円	
備考	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	
(三) 技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引) 一万四千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それ一万四千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)	一千円	
審査	細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	二千円	
二 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	一千円	
三 教則の内容となつてゐる事項	一千円	
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千円	
五 技能検定の実施に関する知識	一千円	

備考	六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二十四百円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に一千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	二万二千二百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それ二万二千二百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)	

備考	八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。		
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八二一九七三一二九〇〇)にすること。		
四	一千五百五十円	一千円
五	一千五百五十円	一千円

## 山口県公安委員会告示第五十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識について行う審査を次のとおり

実施する。

令和7年12月12日

山 口 県 公 安 委 員 会

免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示すること。

七 審査手数料

一 審査の種類

(一) 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 二 審査の期日及び場所

(一) 期日 令和八年一月二十六日（月曜日）から同年一月四日（水曜日）までの間に  
おいて山口県公安委員会が指定する日

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

## 三 審査申請書の受付期間及び時間

令和七年十二月十五日（月曜日）から同月二十三日（火曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

## 四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

## 五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

(二) 次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

1 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

2 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

## 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証又は当該

審査細目	審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千八百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。

(二) 教習指導員審査（普通） 一万二千円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それ一万二千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千六百五十円

二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千一百五十円
四 教則の内容となつてある事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考	
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	
(三) 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自)	
(二) 及び教習指導員審査(牽引) 九千九百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千九百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)	
審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千六百円
八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八二一九七三一九〇〇)にすること。	
備考	
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千三百五十円を、四及び五に	
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百五十円

掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。	
(四) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種) 一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)	
審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千六百円
備考	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千九百五十円を減ずるものとする。	
八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八二一九七三一九〇〇)にすること。	

令和七年十二月十一日発行

発行  
人所

山山  
口口  
県県  
知事  
事務